

寒川町犯罪被害者等支援条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「犯罪被害」とは、 <u>日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。)</u> による死亡又は傷害をいう。	第2条 この条例において「犯罪被害」とは、 <u>犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。)</u> _____ _____ _____による死亡、重傷病又は障害をいう。
2 (略)	2 (略)
3 この条例において「 <u>傷害</u> 」とは、 <u>医師又は歯科医師の診断により全治1月以上の加療を要するもの</u> をいう。 (加える)	3 この条例において「 <u>重傷病</u> 」とは、 <u>法第2条第5項に規定する重傷病</u> _____をいう。
4 (略)	4 この条例において「 <u>障害</u> 」とは、 <u>法第2条第6項に規定する障害</u> をいう。
5 この条例において「支援」とは、遺族支援金及び <u>傷害支援金</u> の支給並びに関係機関との連携による被害者及びその遺族に対する支援をいう。 (支援金の支給)	5 (略) 6 この条例において「支援」とは、遺族支援金及び <u>傷害等支援金</u> の支給並びに関係機関との連携による被害者及びその遺族に対する支援をいう。 (支援金の支給)
第3条 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し支給する。	第3条 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し支給する。
(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(<u>次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。</u>) _____ _____ _____ _____	(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(<u>法第4条第1号に規定する第1順位遺族をいう。</u>)であつて、 <u>法に基づき犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定(以下「支給裁定」という。)</u> を受けた者(被害者の死亡の時において、住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者に限る。)

(2) 傷害支援金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に
いて、次の各号のいずれかに該当する町
民とする。

(1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をし
ていないが、事実上婚姻関係と同様の
事情にあつた者を含む。)

(2) 被害者の収入によつて生計を維持
していた被害者の子、父母、孫、祖父
母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない被害者の子、父
母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子
が出生した場合においては、前項の規定
の適用については、その子は、その母が
被害者の死亡の当時被害者の収入によ
つて生計を維持していたときにあつて
は同項第2号の子と、その他のときにあ
つては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族
の順位は、第1項各号の順序とし、同項
第2号及び第3号に掲げる者のうちにあ
つては、それぞれ当該各号に掲げる順序
とし、父母については、養父母を先にし、
実父母を後にする。

(支援金の支給制限)

第5条 町長は、次に掲げる場合
_____には、支援金
_____を支給しないことができる。

(1) 被害者と加害者との間に親族関係
(事実上の婚姻関係を含む。)があると
_____き。

(2) 被害者が犯罪行為を誘発したと
き、その他当該犯罪被害につき、被害
者にも、その責めに帰すべき行為があ
つたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者

(2) 傷害等支援金 犯罪行為により重
傷病又は障害を負った者であつて、法
に基づき支給裁定を受けた町民

(削る)

(支援金の支給制限)

第4条 町長は、法第6条各号のいずれか
に該当する場合には、支援金の全部又は
一部を支給しないことができる。

(削る)

又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 傷害支援金 100,000円

第7条 (略)

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(加える)

第8条 (略)

(支援金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者がいるとき、又は支援金の支給後において第5条の規定に該当することが判明したときは、当該支援金を受けた者から返還させるものとする。

第10条・第11条 (略)

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 傷害等支援金 100,000円

第6条 (略)

2 前項の規定による申請は、法に基づき支給裁定があった日から起算して2年

を経過したときは、することができない。

3 同一の犯罪被害に係る傷害等支援金の申請は、1度に限る。

第7条 (略)

(支援金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者がいるとき

は、当該支援金を受けた者から返還させるものとする。

第9条・第10条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行日以後に受けた犯罪被害に係る支援について適用し、この条例の施行日前に受けた犯罪被害に係る支援については、なお従前の例による。